平成２８年（フ）第７８号
千葉県匝瑳市春海7413番地　八日市場県営住宅３棟301
債務者　西城　政雄
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第９５号
千葉県東金市関下373番地74
債務者　星　由美子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第２１９号
山梨県甲斐市篠原657番地５　萩原住宅
債務者　高岸　純子（旧姓室）
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
千葉県松戸市常盤平陣屋前９番地の７　エントピア常盤平Ａ棟101号
債務者　濵島小百合（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３４８号
千葉県流山市大字東深井91番地の１
債務者　平田　和夫
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３７７号
千葉県我孫子市高野山537番地の１（３－208号）市営住宅
債務者　内田　玲子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３９３号
千葉県野田市三ツ堀1089番地の57
債務者　松本　弘子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４２０号
千葉県松戸市上本郷1475番地の20　菊地テラスハウス102号
債務者　長部　敏子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４５５号
千葉県柏市東２丁目３番22号　エクセル201号
債務者　茂呂　佳亮
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４６５号
千葉県流山市松ケ丘２丁目336番地の65　サニーハイツ103
債務者　桑原　哲也
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２２８号
岐阜県瑞穂市横屋286番地１　フィールドビレッヂ　Ｃ－201号
債務者　戸上　展誌
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５９号
山口県宇部市大字西岐波4843番地14
債務者　柴田　博子（旧姓町田）
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第９９号
青森県八戸市下長１丁目１番23号　中村貸家１
債務者　吉田　　昭
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第３０６号
宮城県塩竈市清水沢２丁目27番17号
債務者　櫻井たみ子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５０９号
仙台市青葉区山手町５番３号　コーポ三登利205
債務者　宮本　勝美
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６９号
茨城県高萩市本町３丁目135番地　東陽ハイツＡ－201
債務者　遠藤　るみ
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第７５号
茨城県日立市川尻町５丁目14番９－102号、前住所神奈川県川崎市幸区南幸町２丁目29番地15
債務者　渡邊　道恵
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
水戸地方裁判所日立支部